

賃貸借解約予告通知書（個人用）

貸主（ 管理会社 ）へ このほど、次のとおり賃貸借契約を解除し、退居日までに明け渡すことをご通知いたします。また、以下の注意事項を厳守いたします。

届け出年月日	年 月 日	届け者	氏名 契約者・親族（続柄）
ご住所 建物名	所在地： 物件名： 号室		
移転 連絡先	〒 ー ー 住所	※電話（携帯）	ー ー
返済金 振込先	銀行 支店（普通・当座） 口座番号 口座名義人(フリガナ)		
退居予定日	年 月 日	契約者	氏名 携帯電話 印

※ 通知書には、すべてご記入しFAXまたはご郵送、または弊社までご持参願います。

[解約受付日とは、「ファックス時は受信日・郵送時は配達日」が受付日となります。]

※ 解約通知書は郵送、直接持参の場合は一部コピーをしていただきお客様も保管して下さい。

※ 後日、早めに「退居確定日（鍵返却日）」のご連絡お願い致します。

※ 引越し立ち合い（弊社営業時間内に限る）のご希望時はお早めに弊社へ「ご予約」お願い致します。

【予約は混み合いますと希望に添えない場合がございます。早めにご予約の連絡お願い致します。】

※ ご注意とお願い ※

- ① 契約解除日** 賃貸借契約書の解約予告の条項に基づき、届出日から所定の予告期間が必要です。万一その予告期間に満たない間に退居される場合、居住の有無にかかわらず予告期間分の賃料等が発生致しますのでご注意ください。
- ② 退居明渡し** 退居とは、住居を完全に明渡し玄関鍵を返還したときに完了したものと認定いたします。尚、鍵の返還以降は契約解除日以前でも住居の使用はできません。（ご入居者様でドア鍵の複製を作成した場合でも合わせてご返却して下さい。）
- ③ 退居の変更** 一度ご通知いただきました退去届けは「キャンセル又変更」することはできません。引越し日が予定の場合、余裕を持って退居日を指定して下さい。（※キャンセル又延期により賃貸人に迷惑をかけた場合、発生した損害を賠償して頂く場合がございますので予めご注意ください）
- ④ 敷金の返金** 敷金は、賃料及び修繕費等の支払い債務が残っている場合には、その債務金額を控除した残額を退去後精算し、管理会社よりご入居者様にご連絡の上、家主様より上記お客様の指定口座にお振込みいたします。（ご明細は引越先へ郵送いたします。）
- ⑤ 公共料金等** 電気、ガス、水道（マンション簡易専用水道時は弊社で受付）及び電話等その他ご入居者様でご契約しております供給機関に前もって連絡し、必ず退去までの料金ご精算をして下さい。（郵便物等の転送手続きもお願い致します。）
- ⑥ 家財保険等** ご加入いただいております「家財保険」はおお客様にてご解約のご連絡お願い致します。
- ⑦ 引越、粗大ごみ** 必ずご入居者様で各地区の環境事業者へ事前に手続きし処分して下さい。
(ごみ集積所に勝手に放置した場合、不法投棄として警察に連絡されます。)

《 管理会社 》 仙台市青葉区高松二丁目24番32号 株式会社 嶺岸工務店

営業時間（平日）AM8：15～PM5：15

TEL 022-272-6751 / FAX 022-233-1287